



## 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示

### 秋田労働局一般公示第 15 号

令和 7 年 10 月 15 日秋田地方最低賃金審議会から秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、秋田県の区域内で非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第 1 次製錬・精製業又は非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき令和 7 年 10 月 30 日までに秋田労働局長あて（秋田市山王七丁目 1 番 3 号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 7 年 10 月 15 日

秋田労働局長      山本   博之

記

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定  
に係る秋田地方最低賃金審議会の意見の要旨

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,091円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日